

【研究発表⑤】

田中 豊「清末中国におけるルソーの受容と黄宗羲 — 「中国のルソー」再考 —

清末中国においてルソー(Jean=Jacques Rousseau)の *Du Contrat Social ou Principes du droit politique* (『民約論』) が受容された際、当時の知識人は明末清初の儒学者・黄宗羲を再発見した。清末知識人は、黄宗羲の『明夷待訪録』に拠り、ルソーに先駆けて「民約」の理論を展開したとして、彼を「中国のルソー」として顕彰した。

この点に関して日本と中国の研究は、『明夷待訪録』、就中、「原君」「原臣」の二篇により、黄宗羲の思想から中国における民本思想の濫觴を見出し得るのか、あるいは民本思想の域に留まるのかに注目してきた。こうした議論は、東アジアにおける民本思想と近代デモクラシーとの交錯を考察するにあたり意義があると思われる。ただし、いずれの見解においても看過されてきた論点は、清末中国では *Du Contrat Social* が仏語原典から漢訳されたのではなく、明治日本の訳書の転載、漢訳(重訳)という手法で紹介されていたことである。特に、*Du Contrat Social* の内容を理解できなかった原田潜による和訳『民約論覆義』の漢訳で、当時の中国社会で広く読まれた楊廷棟『路索民約論』は、君民間の契約という「民約」観念を流布させた。あるべき君主論を説く、原著の主旨から乖離する『路索民約論』に依拠したうえで「ルソー」を把握した当時の知識人は、それゆえ黄宗羲を想起するに至った。つまり、固より誤謬の多い原田訳の漢訳『路索民約論』を媒介とすることによって、清末において黄宗羲は何ら疑念にさらされることなくルソーと結びつけられ、「中国のルソー」として祭り上げられるのであった。

中国において、ルソーの政治思想が西洋から直輸入されたのではなく、一旦日本を経由したうえでもたらされたことに鑑みれば、明治日本の訳書を無視したうえで「中国のルソー」の形成過程を語ることはできない。そこで本報告では、清末中国における明治日本に由来する *Du Contrat Social* 翻訳書の受容に留意することで、黄宗羲が「中国のルソー」と称されるに至ったその思想的背景を明らかにする。